

平成29年度 第5回 知立市国民健康保険運営協議会 議事概要

1 日 時 平成30年2月1日（金）午後1時30分から3時10分

2 場 所 知立市役所 第1議室

3 出席委員

公 益 代 表 岩堀 行雄、飯田 善賢、毛受 秀之

医療機関代表 宮本 史生、神谷 雅人、中根 康夫、山田 善也

被保険者代表 神谷 信懺、鈴木 民樹、高木 清

事務局職員 中村 明広、寺田 秀彦、川端 淳嗣、神谷 泰光

4 議 題

(1) データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について

(2) 国民健康保険税の改正について

(3) 平成30年度国民健康保険特別会計予算（案）について

(4) 法改正について

(5) その他

5 概 要

(1) 議題（1）について

12月26日からのパブリックコメントについては、特に意見がなかった旨、報告した。

【主な意見・質疑応答】

委 員 この計画は、どこに配布するのか。

事務局 計画書自体は、事業運営に使用していく。計画策定後には、内容を広報やHPを使用し、被保険者へ周知していく。

(2) 議題（2）について

1月15日に県が示した本算定結果について事務局より説明した。

本算定では、仮算定時と比較し、医療費の見込みが下がったことより、自然増分が下がり30年度の納付金額も下がった。県が示した自然増の伸び（1.95%）と、前回了承を得た3.7%の上昇率を用い、再度試算した。「制度改正との差分の解消」にはH34年度までの5年間、「赤字補てんの解消」にはH36年度までの7年間、という試算結果となった。前回と上昇率3.7%は同じだが、内訳は、自然増2.19%→1.95%となり、その分制度改正を上げた形である。

【主な意見・質疑応答】

委 員 結局、激変緩和をする際の財源はどうなるのか。

事務局 県の激変緩和、基盤安定繰入金（従来からの低所得者軽減のための補てん）、従来からある法定外繰り入れ（その他分）、収納率の差分（県平

均と知立市では収納率に差があるため。一般会計と基金から1/2ずつ)、それ以外を基金で充てる。

委員 一般会計からの繰り入れはどうなるのか。

事務局 従来から法定外繰り入れ(その他分)36,885千円、収納率の差分19,168千円、別に過年度分の収納額との差分33,358千円。H30年度の制度改正に伴う一般会計からの繰り入れは、89,411千円で予算を議会に上程していく。

委員 過年度分とは何か。

事務局 その年に課税するものを現年分、集められなかったものを翌年以降に集めていくものを過年度分としている。今回の制度改正で、過年度分は過去3年に集めた額の平均値を納付金として納める必要がある。集める見込みと納付額とに差があるため、それを繰り入れるように措置している。まずは、現年分の収納率向上を図り、過年度分に行くものも減らしていく。

委員 報道では、市税の徴収では強制力を行使し差し押えることもあると聞くが、知立市ではどうなのか。

事務局 差押えも含め、納付勧奨している。納めやすく、また相談しやすい環境を作りながら、納税相談を行っている。

### (3) 議題(3)について

平成30年度国民健康保険特別会計予算(案)について事務局より説明した。

予算総額は歳入と歳出ともに52億780万円で前年比9億3460万円の減額となる。

### (4) 議題(4)について

法改正について事務局より説明した。

#### ① 国民健康保険税の限度額の引上げについて

国は、医療分の課税限度額を54万円から58万円に引き上げる見通しである。被保険者への負担増であることから、平成31年度からの適用とし、来年度の運営協議会に諮る予定である。

#### ② 国民健康保険税の軽減対象の拡大について

国は、軽減判定所得を算定する際に被保険者数に対して乗ずる金額を、5割軽減においては27万円から27.5万円に、2割軽減においては49万円から50万円に拡充する見通しである。被保険者への負担軽減につながることから、平成30年度からの適用とし、4月臨時会または6月に条例改正する予定である。